

高槻市ホームページバナー広告枠使用契約に係る郵便入札実施要領

1 入札関係書類の入札参加者への配布

- (1) 入札書を郵送する封筒は、様式を指定する。

2 入札書の郵送

- (1) 入札にあたっては、あらかじめ入札書到着期限を設定しておく。
- (2) 入札参加者は、入札書に係る必要事項を記入し、記名押印した上で入札書郵送用指定封筒に封入し、入札書到着期限までに「一般書留」又は、「簡易書留」で郵送する。
また、郵送料は業者負担とする。
- (3) 入札書に記載する日付は開札日とする。
- (4) 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- (5) 入札の辞退は原則、指定した日時までとする。ただし、期限以降も開札時まで入札の辞退を認めることとし、申出は書面により受けるものとする。
- (6) 指名競争入札の場合は、入札書が到着期限までに到着しない場合は失格とする。

3 開札

- (1) 入札の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において入札参加者の中から選定した入札立会人を立ち合わせて執行する。入札立会人の選定は契約担当課において抽選により決定する。(指名競争入札は業者指名時、制限付一般競争入札は入札書回収時)
- (2) 入札参加者は、開札を傍聴することができる。
- (3) 選定された入札立会人が欠席した場合は、入札担当以外の職員が立ち会いする。
- (4) 入札立会人が代理人の場合は委任状を必要とする。
- (5) 入札立会人は、当該入札終了後「入札立会確認書」により、公正かつ適正な入札であったことを確認する。
- (6) 落札となるべき同価格の入札をした者が複数者ある場合の落札者の決定
 - ①同額入札者に業者番号順で番号を付ける。(1, 2 ···)
 - ②立会人によりくじ引きを行い、落札者を決定する。

4 無効の入札

- ①同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの
- ②入札書郵送用指定封筒以外の封筒で郵送されたもの
- ③入札書到着期限を過ぎて到着したもの
- ④入札書郵送用指定封筒に件名及び差出人等が記載されていないもの及び件名が確認できないもの

- ⑤入札書郵送用指定封筒記載の件名及び差出人名と同封された入札書の件名及び差出人名が相違するもの
- ⑥入札価格の積算内訳書の提出を求められた入札で、その提出がないもの
- ⑦「一般書留」又は「簡易書留」以外の方法で郵送されたもの

5 入札結果等の公表

落札者へは、落札決定後速やかに入札結果を電話により連絡する。